

# 6行政区で公共 下水道供用開始

山の神区・上須恵区・南米里区  
の各区内一部区域

・大島原区・新原区・乙植木区

## 私たちの生活と下水道の役割

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かさない水。私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の最後末をするのが下水道です。下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割を果たし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

多々良川流域6町（須恵町・粕屋町・志免町・宇美町・篠栗町・久山町）では、汚水をすべて多々良川浄化センター（粕屋町）で処理して多々良川に放流しています。

この事業は、町民の皆さんに利用していただくのはじめて、事業効果が発揮できます。住みよい町づくりのために、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

## 下水道は正しく使いましょう

公共下水道ができたからといって、どんなものでも流していいということではありません。なんでも流してしまうと、排水設備や下水道管が詰まり、故障の原因などになります。

- 台所の油やごみは流さない。
- 水洗トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さない。
- 揮発性や引火性の高い危険物を流さない。

大切な公共施設です。マナーを守り、正しく使いましょう。

## 供用開始後の3つのご負担

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民の皆さんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大な経済的負担をおかけすることになります。

町では、**供用開始から3年以内**に工事をされた人を対象に、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金など皆さんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を準備しています。

下水道の供用開始地区の皆さんに、ご負担いただく費用は次のとおりです。

### ▶受益者負担金 土地の面積〇〇㎡×500円

供用開始された土地の面積に応じて負担していただくものです。1回限りのもので、全額納付されれば、その後、その土地に対して負担金を徴収することはありません。

### ▶排水設備工事費

水洗トイレの改造や公共管への接続工事に係る敷地内工事などです。土地の広さや便器の種類などによって異なります。須恵町排水設備指定工事店にお問合せください。

### ▶下水道使用料

毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。

## 工事に関するお問合せ

上下水道課 下水道工事係  
☎ 932-1151（内線266）

## 負担金・料金に関するお問合せ

上下水道課 下水道事務係  
☎ 932-1151（内線232）

